

令和6年度 太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金のご案内

飯田市ゼロカーボンシティ推進課

太陽光発電設備を普及させることにより、地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進し、もって地球温暖化防止に資することを目的に、太陽光発電設備、蓄電システム、EV、PHEVの設置・購入に対して補助金を交付します。

■ 対象設備・補助率・補助額

設備	補助率	最大補助額
太陽光発電設備	定格出力1kW当たり 1万円	基本 8万円 ☆と同時申請の場合 10万円
蓄電システム ☆ ※電気ヒートポンプ式給湯機、ガス・石油潜熱回収型給湯機、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）、太陽熱利用システム、燃料電池コージェネレーションシステム等は含まれません。	容量1kWh当たり 1万円	10万円
EV(電気自動車) ☆ PHEV(プラグインハイブリッド自動車) ☆	容量1kWh当たり 1万円	20万円

■ 交付条件（詳細は飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金交付要綱の規定によります）

○ 共通

- ・令和6年3月1日以降かつ交付申請時以前に事業を完了（納品・完工・支払）したものであること（事後申請方式です）
- ・過去に市から各設備設置に関して補助金等を受けた者が設置したものでないこと（ただし事業用の場合は原則毎年2台まで、PPA・リース・カーリース契約の場合は利用者ごとの回数）
- ・申請者に市税等の滞納がないこと

○ 太陽光発電設備

- ・飯田市内の建物等に設置した機器であること

○ 蓄電システム

- ・「ZEH支援事業」の登録済製品であること（詳細は「ZEH Web」(<https://zehweb.jp/> 一般社団法人環境共創イニシアチブ)をご確認ください)
- ・飯田市内の建物等に設置した機器であること
- ・太陽光発電設備(原則自己所有)で発電した電気を蓄電する機器であること（太陽光発電設備については、既設の設備と接続する場合、同時設置する場合のいずれでも構いません）

○ EV・PHEV

- ・「CEV補助金」の補助対象車両であること
- ・太陽光発電設備(原則自己所有)が設置された、飯田市内の建物等の所在地を使用の本拠とするものであること
- ・使用の本拠とする建物等にV2H・V2B充電設備を設置すること（V2H・V2B充電設備については、既設の場合、同時設置の場合のいずれでも構いません）
- ・飯田市災害時協力登録車制度に3年以上登録すること

■ 申請方法

必要事項を記載した「交付申請書兼実績報告書」と添付書類一式を持参にてご提出ください

- 申請受付期間 令和6年5月15日(水)～令和7年2月28日(金)
※交付申請額が予算額上限に達した時点で申請受付を締め切ります
- 提出先 飯田市役所C棟1階 ゼロカーボンシティ推進課 窓口
- 受付日時 開庁日の午前8時30分～午後5時15分（閉庁日:土日祝・年末年始）